

# JIS

## システム及びソフトウェア製品の 品質要求及び評価（SQuaRE）－ システム及びソフトウェア品質モデル

JIS X 25010 : 2013  
(ISO/IEC 25010 : 2011)

平成 25 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京工芸大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	栗 原 利 男	総務省行政管理局
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	竹 下 眞 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	湛 久 徳	一般社団法人電子情報技術産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	布施田 英 生	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財団法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.6.20

官 報 公 示：平成 25.6.20

原案作成協力者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 大蒔 和仁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	3
2 適合性.....	4
3 品質モデルの枠組み.....	5
3.1 品質モデル.....	5
3.2 利用時の品質モデル.....	6
3.3 製品品質モデル.....	6
3.4 品質モデルの対象.....	7
3.5 品質モデルの利用.....	8
3.6 異なる利害関係者視点からの品質.....	9
3.7 モデル間の関係.....	10
4 用語及び定義.....	11
4.1 利用時の品質モデル.....	11
4.2 製品品質モデル.....	14
4.3 一般.....	20
4.4 JIS X 25000 からの用語及び定義.....	22
附属書 A (参考) JIS X 0129-1 の品質モデルとの比較.....	26
附属書 B (参考) ディペンダビリティへの写像の例.....	28
附属書 C (参考) 品質モデルの測定への利用.....	30
参考文献.....	37
解 説.....	40

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) —システム及びソフトウェア品質モデル

## Systems and software engineering—Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE)— System and software quality models

### 序文

この規格は、2011年に第1版として発行されたISO/IEC 25010を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

ソフトウェア製品及びソフトウェア集約的なコンピュータシステムは、ビジネス業務及び個人作業を幅広く実行するために、ますます多く使用されるようになってきている。個人的な満足、ビジネスでの成功及び／又は人間の安全のための目的及び目標の実現は、高品質のソフトウェア及びシステムに依存している。高品質のソフトウェア製品及びソフトウェア集約的なコンピュータシステムは、利害関係者にとって、価値を与え、潜在的に存在する否定的な結果を回避するために不可欠である。

ソフトウェア製品及びソフトウェア集約的なコンピュータシステムには、開発者、購入者、利用者、又はソフトウェア集約的なコンピュータシステムを使用する事業の取引先を含め、多くの利害関係者が存在する。ソフトウェア製品及びソフトウェア集約的なコンピュータシステムの品質の総合的な仕様及び評価は、利害関係者への価値を確実にする重要な要因である。このことは、システムに対する、利害関係者の目的及び目標に関係する、必要で望まれる品質特性を定義することによって、達成することができる。これには、システムが利害関係者に及ぼす影響だけでなく、ソフトウェアシステム及びデータに関する品質特性も含む。可能ならばいつでも、妥当性が確認された測定量及び測定手法又は広く受け入れられた測定量及び測定手法を使用して、品質特性が明示され、測定され、評価されることが重要である。この規格の品質モデルは、関連する品質特性を識別するために使用することができる。さらに、これらの特性は、要求事項、満足性に対する基準及び対応する測定量を確認するために、更に使用することができる。

この規格は、これらのニーズを支援するために規定された、JIS X 0129:1994を起源としている。JIS X 0129:1994は、六つの特性を定義し、ソフトウェア製品評価プロセスモデルを規定した。

JIS X 0129:1994は、その後JIS X 0129規格類及びJIS X 0133規格群という二つの関連する規格類及び規格群に置き換えられた。

**注記** 日本工業規格では、部で構成する規格がある場合、この部編成の規格全体を総称して、“規格群”と呼ぶ。また、日本工業規格になっていない国際規格、技術仕様書及び技術報告書を含めて、規格全体を総称する場合は、“規格類”と呼ぶ。

この規格は、JIS X 0129-1の後継規格で、幾つかの追補を加えた同じソフトウェア品質特性を組み込ん